

「福岡市植物園一人一花友の会」制度 実施要綱

(目的)

第1条 「福岡市植物園一人一花友の会」制度(以下「本制度」という。)は、市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など、福岡市のありとあらゆる場所での花づくりを通じて、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める、花によるまちづくりを目指す、一人一花運動の趣旨に鑑み、拠点となる植物園を愛する人々の輪を作り、市民との交流をとおして、植物愛好者の集いの場、都市緑化に関する知識・技術の習得の場及び憩いの場としてより多くの市民に植物園を活用してもらうことにより、一人一花運動の推進に寄与することを目的とする。

(一人一花友の会の性格と名称)

第2条 福岡市植物園一人一花友の会(以下「植物園一人一花友の会」という。)は、制度趣旨に賛同した者の集団であり、会としての規約や事務局は存在しない。しかしながら、愛好者の輪を広げること等を目的としており、穏やかではあるが団体性が観念できることから、「植物園一人一花友の会」と名付ける。

(制度概要)

第3条 本制度では、植物園に対する支援の方法に応じて、次の各号にあげる植物園一人一花友の会会員を設ける。

(1) 植物園一人一花友の会会員

個人又は企業・団体が、植物園内花壇の管理にかかる花苗購入費等の一部に充当される資金(以下「サポート資金」という。)を寄付することにより、植物園を支援する。

(2) 提案型植物園一人一花友の会会員

企業・団体が、植物園への支援に関する提案を行い、提案を踏まえて決定した支援内容や方法により、植物園を支援する。

(3) 商品提携型植物園一人一花友の会会員

企業・団体が、植物園と提携した商品を販売し、その売り上げの一部を「サポート資金」として寄付することにより、植物園を支援する。

(植物園一人一花友の会会員)

第4条 植物園一人一花友の会会員となろうとする者は、本制度の目的に賛同して「サポート資金」を寄付した個人又は企業・団体とし、前者を「個人会員」、後者を「企業・団体会員」とする。なお、会員には、植物園一人一花友の会賛助会員(以下「賛助会員」という。)と植物園一人一花一般会員(以下「一般会員」という。)を設ける。

ただし、福岡市植物園及び福岡市花とみどり行政の事業運営等に対して寄付もしくは貢献を行った者、または、企業・団体を、植物園長が第3条の支援に相当すると特別に認めた場合に限り、植物園一人一花友の会特別会員(以下「特別会員」という。)とすることができる。

2 「賛助会員」は、「サポート資金」をふくおか応援寄付(ふるさと納税)や植物園が行う催し等による募金等で寄付した者とし、会員としての登録を行わない。

3 「一般会員」は会員登録を必要とし、個人又は企業・団体は、登録申請書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、福岡市植物園に登録申請するものとする。

4 「一般会員」は登録申請時に、「サポート資金」として、次に掲げる金額以上、植物園に寄付するものとする。

(1) 個人 一般会員 2,000円

(2) 企業・団体 一般会員 50,000円

5 前項の寄付の履行は、動植物園の窓口における納付又は植物園が指定する納付方法により行うものとする。

6 植物園は、登録申請があった個人又は企業・団体について、寄付金の入金を確認次第、「一般会員」と

して登録し、「福岡市植物園一人一花友の会会員証兼動植物園無料入園券」（以下「会員年間パスポート証」という）を交付する。

- 7 「一般会員」の会員期間（以下「会員期間」という。）は、登録日から1年が経過する該当月の末日までとする。ただし、第4項の「サポート資金」を寄付することで更新することができる。
- 8 「会員期間」の更新については、前会員期間終了日の2ヶ月前より申請を受け付ける。その際の「会員期間」は、前会員期間終了日の1年後までとする。
- 9 第1項ただし書きにおいて、植物園長が認めた「特別会員」は、第4項第1号または第2項第2号による「一般会員」相当とし、第3項の登録申請及び第5項の寄付金納入を受けることなく、第6項の「会員年間パスポート証」を交付することができる。なお、「会員年間パスポート証」を交付した際の「会員期間」は第7項のとおりとする。

（提案型植物園一人一花友の会会員及び商品提携型植物園一人一花友の会会員）

第5条 提案型植物園一人一花友の会会員及び商品提携型植物園一人一花友の会会員（以下「提案型・商品提携型会員」という。）は、本制度の目的に賛同した企業・団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものからの申請は受理しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融業・事業者金融業
 - (3) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (4) たばこ製造業種（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く。）
 - (5) ギャンブル（公営又は宝くじに係るものを除く。）にかかるとるもの
 - (6) 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
 - (8) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - (9) 興信所・探偵事務所
 - (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの（ただし、弁護士・司法書士及び法務大臣の許可を得たものは除く。）
 - (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがあるもの
 - (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
 - (13) 各種法令に違反しているもの
 - (14) 悪質な行為などにより福岡市の指名停止期間中である事業者や、その他の行政指導を受け改善がなされていないもの
 - (15) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (16) 規制対象となっていない業種でも、鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや、連鎖販売取引に関するもの、ペットショップ及び動物関連も含む葬儀・墓地・墓石関連事業者や、森林破壊等の恐れのある事業を取り扱う事業者など動植物園になじまない業種
- 2 「提案型・商品提携型会員」の対象は、申請のあった1年間で概ね5万円以上の寄付が見込まれるものとする。なお、機器備品、商品等による現物寄付の場合は、その額が5万円以上に相当するものとする。
 - 3 「提案型・商品提携型会員」として登録しようとする企業・団体は、植物に登録申請書に必要な事項を記載のうえ、提案又は商品による支援（以下「提案・商品支援」という。）の概要が分かる資料を添付して申請するものとする。
 - 4 「提案型・商品提携型会員」の申請手続きは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 申請

申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第2号又は様式第4号）に必要な事項を記載のうえ、提案・商品支援の概要が分かる資料を添付して提出する。

(2) 認定

ア 提案・商品支援の内容や方法等については、申請者及び植物園が協議のうえ決定するものとし、植物園が必要と認める場合は支援の内容等について条件を付すことができる。

イ 提案・商品支援の内容や方法等が、次の各号のいずれかに該当するものについては認定しない。

- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (エ) 政治性のあるもの
- (オ) 宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (キ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (ク) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、動物園のイメージを損なうおそれがあるもの

(3) 認定通知

認定を行ったときは、認定通知書（様式第3号又は様式第5号）により申請者に通知する。

(4) 表示

申請者は、認定を受けた提案又は商品に「福岡市植物園」又は「福岡市動植物園」の名称、指定するデザイン及び植物園を支援している旨の表示をしなければならない。

(5) 実績報告

「提案型・商品提携型会員」の認定を受けたものは1年間に1回、認定時に指定した時期に実績報告書（様式第6号）を提出する。

(6) 寄附金の納付

申請者は、福岡市が発行する納付書により、あらかじめ定められた算出方法による金額を、指定の期日までに納付する。

- 5 申請者は、認定を受けた提案や商品について変更があるときは、植物園に報告するものとする。この場合において、植物園は、申請者に対して再申請を求める場合がある。
- 6 植物園は、申請者の提案若しくは商品に不備等があった場合又は提案若しくは商品の変更等により認定することが適当でなくなった場合は、認定を取り消すことができる。
- 7 申請者は、自己の都合により申請を取り下げることができる。ただし、申請を取り下げた月までの実績報告書を提出し、申請を取り下げた月の翌月に、あらかじめ定められた算出方法による金額を納付しなければならない。
- 8 申請者は、提案又は商品による支援の内容について一切の責任を負うものとする。
- 9 申請者は、提案内容又は商品の品質やサービスなどを福岡市が保証するものではない旨、誤解を与えないようにしなければならない。
- 10 いかなる場合であっても、既納の寄附金の返還は行わない。

(特典)

第6条「サポート資金」を寄付した、「一般会員」及び「特別会員」並びに「提案型・商品提携型会員」（以下「植物園一人一花友の会会員等」という。）は、次のとおり「会員年間パスポート証」を受領することができる。ただし、「賛助会員」は除く。

- (1) 個人 一般会員 「会員年間パスポート証」 1枚
- (2) 企業・団体 一般会員 「会員年間パスポート証」 5枚
- (3) 特別会員 「会員年間パスポート証」 植物園長が認めた枚数

なお、企業・団体一般会員は、「会員年間パスポート証」5枚に代わり、1名・1回限り入園可能となる「一人一花動植物園優待券」を受領することができる。受領できる「一人一花動植物園優待券」の枚数

は、50,000円以上100,000円未満は25枚、100,000円以上150,000円未満は50枚、150,000円以上200,000円未満は75枚、200,000円以上は100枚とし、「特別会員」は、植物園長がこれに準じ認めた枚数とする。

- 2 植物園一人一花友の会会員等は、「会員年間パスポート証」の掲示により、会員期間中は無料で動植物園に入園することができる。
- 3 50,000円以上の寄付をした植物園一人一花友の会会員等から事前に公表の了解を得た場合は、当該個人の氏名又は企業・団体の名称を植物園内の掲示板に登録期間中掲示する。
- 4 100,000円以上の寄付をした企業・団体一人一花友の会会員から事前に公表の了解を得た場合は、企業・団体の名称を、植物園一人一花友の会会員等の登録後に発行する動植物園パンフレット10万部以上及び登録期間中に発行される「動植物園だより」に掲載する。ただし、第4条第1項但し書きに定める業種又は事業者の名称は掲載しない。
- 5 2,000円以上の寄付をした植物園一人一花友の会会員等は、植物園が主催又は指定する催し物等に優先的に参加することができる。
- 6 2,000円以上の寄付をした植物園一人一花友の会会員等は、(公財)福岡市緑のまちづくり協会が無償で発行している「動植物園だより」に登録の際に受領することができる。

(権利の譲渡及び貸与の禁止)

第7条 植物園一人一花友の会会員等は、植物園の同意なくして会員としての権利を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(退会に伴う返金)

第8条 会員期間に退会する者は、「会員年間パスポート証」を返却しなければならない。この際収納した金銭等については、返却しない。

(会計報告)

第9条 福岡市植物園は、毎年3月末日までに「サポート資金」の収支実績を集計し、動植物園だより等で公表する。

附 則

この要綱は 平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、一般会員の更新及び企業提案型・商品提携型会員制度の受付については、令和3年3月1日から施行する。